

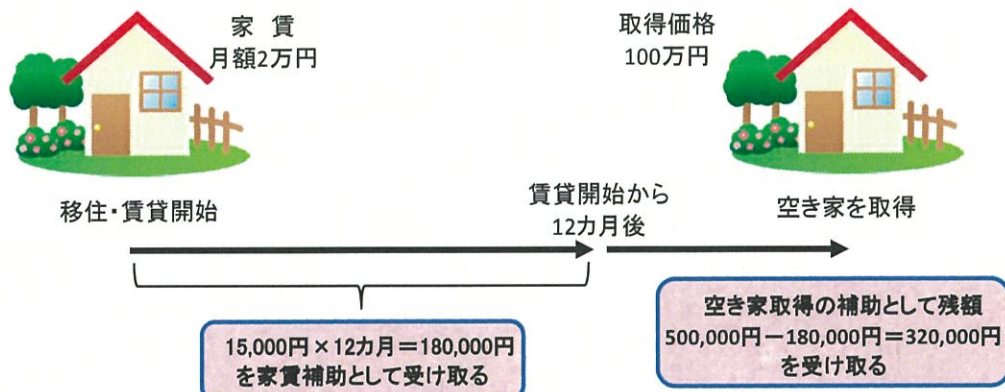
喜多方田舎暮らし支援事業の概要

空き家の取得および賃貸に対する補助

喜多方市への移住および空き家の利活用促進のため、空き家の取得費用の一部を補助します。

- (1) 補助対象者: 喜多方市外の居住者で、移住を目的として喜多方市に住民票を移した者
- (2) 補助額: 空き家の取得経費の $\frac{1}{2}$ 以内で上限50万円
※お試し期間(賃貸期間)を経て空き家を取得する場合は、補助額の一部をお試し期間中に受け取ることができます。(月額上限1万5千円で12カ月まで)
- (3) 補助条件: 移住後の居所とすること(最低1年間は居住する。また、5年間は財産処分ができない。)

【お試し期間(賃貸期間)を経て補助金を受け取る場合のイメージ】



生活準備支援補助金

喜多方市への移住者が、田舎暮らしを始めるために必要な引っ越し費用や生活準備品の購入費を支援します。

- (1) 補助額: **最大10万円(1回限り)**
- (2) 補助対象者: 上記『空き家の取得および賃貸に対する補助』の該当者



移住体験住宅

喜多方市への移住・定住をお考えの方を対象に、移住体験希望者を募集します。

- (1) 住宅の概要: 喜多方市山都町小舟寺字舟山丙625番地
木造平屋(古民家) 224㎡
- (2) 住宅の設備: テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、掃除機
ポット、ドライヤー、食器 ※日常生活用品はご用意ください
- (3) 利用期間: 1回の利用あたり、1週間～最大3カ月
- (4) 利用料金: 1月(30日)あたり15,000円(光熱水費含む)



移住体験住宅外観

※このページの事業に関する詳細は、喜多方市ホームページをご覧ください。農山村振興課にお問い合わせください。

《農山村振興課 地域振興対策室 0241-24-5234》